

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)新旧対照表

現行	改正後
<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－４ 顧客情報の管理</p> <p>顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>（１）主な着眼点 （新設）</p> <p>① 顧客に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準</p>	<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p><u>また、金融商品取引業者は、法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</u></p> <p><u>以上のように、金融商品取引業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p>（１）顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項</p> <p>① 経営陣は、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)新旧対照表

現行	改正後
<p>を定めているか。</p> <p>② <u>顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>③ <u>顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</u></p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ <u>顧客等に関する情報の取扱いを委託（注）する場合は、以下の措置を講じているか。</u></p> <p><u>（注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、金融商品取引業者が他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。</u></p> <p><u>イ. 外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。</u></p> <p><u>ロ. 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。</u></p> <p><u>ハ. 外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。</u></p> <p><u>その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される従業員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。</u></p> <p><u>更に、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突号を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)新旧対照表

現行	改正後
<p>③ 個人である顧客に関する情報については、金商業等府令第 123 条第 1 項第 6 号の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置 ロ. 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置 (従業者の監督について必要かつ適切な措置) ハ. 保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置 ニ. 実務指針 II の規定に基づく措置</p> <p>④ 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、金商業等府令第 123 条第 1 項第 7 号の規定に基づき保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。 (注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。 (a) 労働組合への加盟に関する情報 (b) 民族に関する情報 (c) 性生活に関する情報</p> <p>⑤ 顧客情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</p>	<p><u>ていることを確認しているか。</u> <u>二. 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>⑤ <u>顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</u> <u>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)新旧対照表

現行	改正後
(新設)	<p><u>まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>独立した内部監査部門等において、定期的又は随時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。</u></p> <p><u>また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</u></p>
(新設)	<p>(2) <u>個人情報管理に係る留意事項</u></p> <p>① <u>個人である顧客に関する情報については、金商業等府令第123条第1項第6号の規定に基づきその安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(安全管理について必要かつ適切な措置)</u></p> <p><u>イ. 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置</u></p> <p><u>ロ. 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u></p> <p><u>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</u></p> <p><u>ハ. 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</u></p> <p><u>ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u></p> <p><u>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</u></p> <p><u>ホ. 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</u></p> <p><u>ヘ. 実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u></p> <p>② <u>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、金商業等府令第123条第1項第7号の規定に基づき保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u></p> <p><u>(a) 労働組合への加盟に関する情報</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)新旧対照表

現行	改正後
(新設)	<p>(b) 民族に関する情報 (c) 性生活に関する情報</p> <p>③ <u>金融商品取引業者は、クレジットカード決済による有価証券の売買の受託等について、金商法第 44 条の 2 により原則禁止されているが、金商業等府令第 148 条に定める要件を全て満たした場合には、例外的に認められているところである。</u> <u>この場合において、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いため、金融商品取引業者は、上記①・②に加え、特に以下の措置を講じているか。</u> <u>イ. クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。</u> <u>ロ. 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。</u> <u>ハ. クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に点検・立入検査を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項</u> <u>① 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</u> <u>② 役職員によるインサイダー等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。</u> <u>③ 法人関係情報を入手し得る立場にある、金融商品取引業者の役職</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)新旧対照表

現行	改正後
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の顧客情報管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>Ⅲ－２－７ 事務リスク管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務の外部委託について</p> <p>金融商品取引業者は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、顧客保護及び経営の健全性を確保するため、金融商品取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はいくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。</p> <p>① 主な着眼点</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>へ. 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、そ</p>	<p><u>員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。</u></p> <p>(4) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の顧客等に関する情報管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>Ⅲ－２－７ 事務リスク管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務の外部委託について</p> <p>金融商品取引業者は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、顧客保護及び経営の健全性を確保するため、金融商品取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はいくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。</p> <p>① 主な着眼点</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)新旧対照表

現行	改正後
<p>の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>a. 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</p> <p>b. 実務指針Ⅲの規定に基づく措置</p> <p>ト. (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ヘ. (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p><u>IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業者)</u></p>	<p><u>IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業者)</u></p>
<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の接受</p>	<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の接受</p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項</p> <p>証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部管理に関する業務(以下(3)において「内部管理業務等」という。)を行う部門(以下(3)において「内部管理部門等」という。)から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第153条第1項第7号ト又はリに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報(非共有情報を含む。)の授受(内部管理に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。)を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</p> <p>① 例えば以下のような証券会社等における業務は、金商業等府令第153条第3項第1号の「法令遵守管理に関する業務」に該当するものと考えられる。</p> <p>イ. ~ホ. (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項</p> <p>証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部管理に関する業務(以下(3)において「内部管理業務等」という。)を行う部門(以下(3)において「内部管理部門等」という。)から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第153条第1項第7号ト又はリに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報(非共有情報を含む。)の授受(内部管理に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。)を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</p> <p>① 例えば以下のような証券会社等における業務は、金商業等府令第153条第3項第1号の「法令遵守管理に関する業務」に該当するものと考えられる。</p> <p>イ. ~ホ. (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)新旧対照表

現行	改正後
<p>ヘ. インサイダー取引等の不正行為防止のための法人関係情報(金 <u>商業等府令第1条第4項第14号</u>)の管理及びモニタリング ト.・チ. (略) ②～⑤ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>ヘ. インサイダー取引等の不正行為防止のための法人関係情報の 管理及びモニタリング ト.・チ. (略) ②～⑤ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p><u>XII. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社)</u></p>	<p><u>XII. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社)</u></p>
<p>XII-2 業務の適切性(証券金融会社) 証券金融会社の業務の適切性については、III-2(III-2-3-1、III-2-3-3、III-2-3-4、III-2-4(1)③及び④並びにIII-2-7(2)①へを除く。)、IV-3-1-6及びIV-3-1-7に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令(以下「金融会社府令」という。)第3条の4第1項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>XII-2 業務の適切性(証券金融会社) 証券金融会社の業務の適切性については、III-2(III-2-3-1、III-2-3-3、III-2-3-4、III-2-4(2)①及び②を除く。)、IV-3-1-6及びIV-3-1-7に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令(以下「金融会社府令」という。)第3条の4第1項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>